

平成17年分「公的年金等の源泉徴収票」が交付

厚生年金および国民年金の老齢年金受給者全員に対し、その1年間の年金の支払総額、社会保険料の金額(介護保険料)、源泉徴収税額および控除内容を記載した「公的年金等の源泉徴収票」が交付されます。(社会保険業務センターより1月下旬に発送)

※障害年金や遺族年金は非課税のため、源泉徴収票は送付されません。

確定申告について

年金のみの所得のかたは、原則として確定申告をする必要がありませんが、2以上の年金の支払者に対して「扶養親族等申告書」を提出しているかたや、年金以外に給与などの所得があるかたなどは確定申告をしなければなりません。

また、確定申告が義務付けられていない場合でも、源泉徴収において控除を受けることができなかったために、源泉徴収税額を納めすぎとなっているときに、その税額の還付を受けるために確定申告をすることができます。

このときの添付書類の一つとしてこの源泉徴収票が必要となります。

源泉徴収票の再交付

「公的年金等の源泉徴収票」の再交付は、「ねんきんダイヤル(0570-07-1165)」または最寄りの社会保険事務所の電話番号におかけいただくか、住所地を管轄とする社会保険事務所または岐阜年金相談センターで行いますので、早めに手続きをしてください。

※年金受給者本人、または配偶者の場合は電話による再交付のお申し込みができるようになりました。

●平成17年中に亡くなられたかたの「公的年金等の源泉徴収票」は送付されませんので、再交付の申請と同様に発行手続きをしてください。※電話による発行の申し込みにつきましては、未支給請求者(死亡されたかたの未払いになっている年金を請求されたかた)からの申請であれば受付いたします。

※平成17年中に亡くなられたかたの源泉徴収票の交付は1ヶ月程度かかります。



消防署

住宅用火災警報器 などの設置義務化その②



前号では、消防法の改正により住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことをお知らせしました。

◇では、二階建ての住宅の場合警報器をどこに取り付けなければならないの？

まず就寝に使用する部屋ごとに一個取り付けます。

次に寝室が二階にあれば二階の階段に取り付けます。

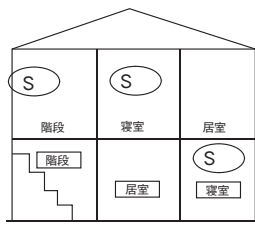
◇三階建て以上の場合は？

寝室が一階から、二つ下の階の階段の最上部に取り付けます。

寝室が一階だけで三階に居室があれば、三階の階段に取り付けます。

その他、警報器を取り付ける必要がなかった階で、寝室以外の居室(床面積7㎡以上・四畳半以上)が五部屋以上ある場合は、廊下に取り付けます。

購入時の注意としては、住宅用火災警報器等には規格があり、



この規格に合格したものは、日本消防検定協会の鑑定マークが貼ってありますので、鑑定マークを購入の際の目安としてください。(消防署が販売することはありません。)



設置義務化は？

新築住宅は、平成十八年六月一日から
既存住宅は、平成二十三年六月一日からです。

【問合せ先】

消防本部予防課
388-11198

羽島郡広域連合
388-1195